

国際教養大学教授会規程

平成 24 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学学則（以下「学則」という。）第 20 条第 6 項の規定に基づき、国際教養大学（以下「本学」という。）の教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第 2 条 教授会は、構成員の過半数が出席した場合に成立する。なお、委任状による出席を認める。

2 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 教授会の議事録は、大学事務局において作成回覧し、議長が確認するものとする。

4 議長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 3 条 教授会に関する庶務は、本学事務局教務課において行う。

(審議の委任等)

第 4 条 教授会は、学則第 20 条第 3 項第 1 号に定める事項のうち、入学、卒業を除く事項につき、教育研究会議に審議を委任し、当該教育研究会議の議決をもって、教授会の議決に代えることができる。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。